

# 社会保険手続きは 電子申請でカンタンに!

電子申請とは、申請・届け出を紙やCD・DVDではなく、インターネットを利用して行うことです。  
なお、2020年4月から特定の事業所について電子申請の義務化が始まっています。

※詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

**電子申請のメリットって何ですか?**

24時間365日いつでもどこでも申請可能です。  
郵送費などのコスト削減も期待できます。

**お金はかかりますか?**

GビズIDを使うと手数料なしで電子申請を  
始めることができます。

**電子申請のやり方がわかりません。**

日本年金機構ホームページに利用手順を掲載していま  
す。あわせて利用手順の説明動画も掲載しています。  
ぜひ、ご覧ください。

## ご提出にあたりご不明な点は、「電子申請相談チャット」へ!

日本年金機構ホームページでは、電子申請に関するよくあるお問い合わせに自動でお答えする電子申請相談チャットを開設しています。  
24時間いつでも対応していますので、ぜひご利用ください。



<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html>

# 電子申請がいちばん早い!

◎電子申請なら、紙や電子媒体で申請されたものよりも早く処理がされます。  
たとえば、保険証は紙で申請されるより電子申請の方が**3~4日**早く届きます。  
**ぜひ電子申請をご利用ください!**

お電話での  
電子申請のご利用に関する  
お問い合わせ先はこちらです

【ねんきん加入者ダイヤル(日本年金機構電子申請・電子媒体申請照会窓口)】  
0570-007-123(ナビダイヤル) → 「2番」をお選びください  
050から始まる電話でおかけになる場合は、03-6837-2913 → 「2番」をお選びください  
<受付時間> 月~金曜日:午前8時30分~午後7時 第2土曜日:午前9時30分~午後4時  
※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日~1月3日はご利用いただけません。

協会けんぽに加入されている事業所様へのご案内です



# 令和3年度 保険料率改定のお知らせ

協会けんぽ神奈川支部の保険料率は、令和3年3月分(4月納付分)から改定されます。

	令和3年2月(3月納付分)まで	令和3年3月(4月納付分)から
健康保険料率 給与・賞与の	9.93%	9.99%
介護保険料率 給与・賞与の	1.79%	1.80%

\*40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。  
\*賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。

## ? 保険料率はどう決まるのか

協会けんぽの保険料率は、加入者のみなさまの医療費にもとづき、都道府県ごとに算出されます。都道府県別に保険料を設定しているのは、都道府県ごとに必要な医療費(支出)が異なるためです。疾病の予防などの取組により、都道府県の医療費が下がれば、その分都道府県の保険料率も下がることになります。

また、都道府県ごとの保険料率は、年齢構成の違いに伴う医療費の差や所得水準の差を、都道府県間で相互に調整したうえで設定されています。

## ! 保険料率にはインセンティブ制度の結果も反映されます

インセンティブ制度とは、健診の受診やジェネリック医薬品の使用など、みなさまの取組が5つの指標で評価され、その結果に応じてインセンティブ(報奨金)が付与される仕組みです。このインセンティブを得ることによって、保険料率を引き下げることができます。

### 制度の概要

- ①制度の財源として、全支部の保険料率の中に、0.01%\*が盛り込まれて計算されます。
  - ②各支部の評価指標の実績に応じて得点がつけられます。その得点をランクづけし、47支部中上位23支部に①を財源とした報奨金が充てられることによって、保険料率を引き下げることができます。
- ※この0.01%は段階的に導入されています。

参考: 令和元年度神奈川支部のインセンティブ制度の実績

総合順位 <b>44位</b> (47支部中)	特定健診等 受診率 <b>30位</b>	特定保健指導 実施率 <b>34位</b>	特定保健指導 対象者減少率 <b>42位</b>	要治療者 医療機関受診率 <b>34位</b>	ジェネリック医薬品 使用割合 <b>30位</b>
-------------------------------	----------------------------	-----------------------------	--------------------------------	-------------------------------	---------------------------------

★令和元年度のインセンティブ制度の実績は、令和3年度の保険料率に反映されています。

加入者のみなさまの医療と健康を支えるため、保険料のご負担につきまして、  
なにとぞご理解をいただきますようお願い申し上げます。

照会先 **協会けんぽ神奈川支部**まで 〒220-8538 横浜市西区みなとみらい4-6-2 みなとみらいグランドセントラルタワー 9階  
<https://www.kyoukaikenpo.or.jp>    
☎045-270-8431(代表) 電話のお掛け間違いにご注意ください。前後の番号は協会けんぽの番号ではありませんので、お掛けにならないようお願いいたします。

